

個人情報取扱業務委託計画書

生活支援課

1 委託業務名	被保護者健康管理支援業務委託
2 現状と課題及び目的	<p>生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。</p> <p>被保護者は、多くの健康上の課題を抱えるにもかかわらず、健康意識が低調であると考えられており、令和3年1月1日から、すべての自治体は、健康に関するデータの把握及びデータに基づいた生活習慣病の予防等を推進するための健康管理支援事業実施が求められることになった。</p> <p>宇部市では、平成26年度から、健康管理支援員として看護師や管理栄養士を嘱託職員で雇用し、被保護者の健康に関する支援を行っているが、宇部市の被保護者に係る健康課題の分析やデータに基づいた健康管理指導対象者の抽出が課題となっている。</p> <p>このことから医療に関する知識等高度な専門技術と、十分な経験を有し蓄積された事業ノウハウをもつ民間を活用し、健康管理支援の向上と業務の効率化を図る。</p>
3 委託先と開始時期	公募により決定 令和2年4月1日開始予定
4 委託業務の概要	(1) データ分析 (2) 健康・生活面における個別訪問・支援 (3) 嘱託医や主治医等との情報共有・連絡調整 (4) 生活保護システム入力（診療見込期間）
5-1 提供する個人情報と個人情報保護措置の概要	(1) 生活支援課内での業務 ⇒ 4の(1)から(4)全て ① 提供する個人情報 ・レセプト管理システム (氏名、生年月日、性別、受診医療機関、傷病名、診療行為の内容、投薬、点数等) ⇒入力できないシステムであるため、閲覧のみ可能。 ・生活保護システム (住所、氏名、生年月日、年齢、性別、続柄、ケース番号、受診医療機関、診療見込期間、生活保護開始日・停止日・廃止日、生活状況等) ⇒委託業者が配置した支援員個人にID、パスワードを付与。このIDで入力できる箇所に制限をかける。 ・医療要否意見書、病状実態調査票 (氏名、年齢、ケース番号、傷病、症状、診療見込期間等) ⇒業務終了後は、職員へ返却してもらい、職員が管理する。 (2) 訪問での業務 ⇒ 4の(2)(3)の業務 ①個別訪問、主治医等との情報共有で提供する個人情報（支援対象者の情報） ・生活保護業務システムのタブレット（訪問支援アプリ）

⇒個人情報特定できないよう氏名や住所にマスクがかかり、タブレットの電源オフ、規定時間経過、ホームボタンを押すごとにログイン画面に戻りパスワードが要求される。また、誤ったパスワードを規定回数入力したり、規定日数を超えると内部データが消去される。

②嘱託医協議で提供する個人情報

・主治医意見書、病状実態調査票

⇒管理者が管理簿で枚数を確認した、主治医要否意見書、病状実態調査票を公用車で嘱託医の務める病院に運んでもらい、直接手渡しする。あわせて嘱託医が確認を終えたこれらを持ち帰り、管理者のチェックを受ける。

5-2 その他個人情報保護措置

(1) 受託業者が作成した資料

本市の個人情報管理規定に基づき、終業時には、施錠可能なロッカーに保管する。業務が終了した後は、個人情報は庁内で職員に返還させ、委託先事業所に持ち帰らせないようにする。

(2) 個人情報管理協定書に次の項目を明記し、遵守させる。

- 一 秘密保持の義務に関する事。
- 二 目的外使用の禁止に関する事。
- 三 第三者への提供の禁止に関する事。
- 四 再委託の禁止又は制限に関する事。
- 五 複写又は複製の禁止に関する事。
- 六 立入検査に応じる義務に関する事。
- 七 事故対策及び事故発生時の報告義務に関する事。
- 八 個人情報の返還及び所有権に関する事。
- 九 前各号に定めるもののほか、個人情報の保護に関する事。
- 十 前各号に違反した場合の契約の解除等の措置及び損害賠償に関する事。

6 管理責任者

健康福祉部 生活支援課長 本多 隆志